審査の大競争時代
〝攻めの政策〟実行へ

世界最速・最高品質目指す

企業は世界で差別化できる核となる技術を選りすぐり、特許や意匠、商標、実用新案といった知的財産権を出願する国や地域、さらには権利化のタイミングなどを調整することで競争力を高めようとしている。言い換えれば企業が出願する国や地域に、世界の先端技術―イノベーションが集まる時代だ。こうした企業戦略を受け、技術を審査する各国地域の特許庁も審査の大競争時代を迎えている。真に強いモノづくり立国の実現に向け、産業界を支える特許庁の役割が高まっている。

特許庁、新たな旗印

安倍晋三政権が2013年6月に打ち出した日本再興戦略（成長戦略）。特許庁はこの成長戦略の具体化に向けて、産業構造審議会の知的財産分科会で2月24日に中長期政策の骨格を固めた。

羽藤秀雄長官は同日の知財分科会の最後に「世界から出願を呼べる特許庁でありたい」と決意を表明。成長戦略の具現化に向けた、特許庁の新たな旗印をこう表現した。

〝羽藤特許庁〟が目指す次代の特許行政の姿は、一言で言えば「世界最速・最高品質」の審査の実現。「最速」とは権利化の速さであり、「品質」とは日本が判断した権利が世界で認められる審査の確かさ。権利の揺るぎない強さを表す。

特許庁は、日本企業が世界市場で戦うため海外に特許権などを出願するケースは今後さらに増えると見る。従来は日本を含めた「5大特許庁（IP5）」と言われる、欧米や中国、韓国、特に欧米への出願が日本企業の主流だった。一方で近年、日本企業は市場に密着して研究開発や商品開発を行うようになっている。経済発展と所得の増加とともに市場が拡大していく、新興国地域に応じ特許を現地に出願するという、企業の知財戦略が広がりつつある。

ある企業が出願した技術を、日本の特許庁が「特許性あり」と認めたとしても、欧米や中国、韓国、あるいは東南アジア諸国連合（ASEAN）といった新興国では同じように権利化が認められないといった事態が起こる可能性は、ゼロではないのが現状だ。これは各国・地域の審査体制、先行技術調査の違いなどで起こると考えられている。

実際、企業が後々出願した国の審査で「先行技術が見つかり（その国では）権利化できない」（特許庁）例もあるという。また、新興国などでは審査体制が不十分で審査期間が長いことや、十分な調査がなされないまま権利が与えられるといった課題もある。不安定な権利が与えられれば、特許侵害の係争リスクが高まり、裁判で争う企業双方にとってもマイナスの材料だ。

各国の産業界に共通する最大の希望は「世界で一つの特許権」の実現。ある国では認められ、ある国では権利化できないという状況は、企業経営にとって大きなリスク要因。特許庁は新たに打ち出した政策方針に、成長戦略を踏まえて企業が「知財で稼ぐ」ために必要な政策のインフラ整備の〝仕掛け〟を数多く盛り込んだ。

中小企業を支援
営業秘密の保護強化

特許庁の新たな中長期政策の柱は大きく三つだ。一つ目は世界最速・最高品質の特許審査の実現などを目指し、企業の知財戦略を後押しする「グローバルな知財権取得と活用の支援」。

二つ目は安倍政権が成長戦略で、新たな持続的成長に向けた担い手と位置付ける「中小企業と地域への支援強化」。全国47都道府県に設置した「知財総合支援窓口」を通じ、中小企業の相談活動を強化する。弁理士や弁護士の協力を得て、権利化だけでなく技術の可能性を見極めるといった、より知財戦略を経営に生かせる実務的な支援を目指す。

さらに企業は技術を特許などとして権利化し守る一方、権利化せず社内にノウハウを「営業秘密」として隠すといったオープン化とクローズ化戦略を重視し始めている。この傾向は大手に限らない。むしろ技術を強みとする中小企業にこそ必要な戦略だ。そこで三つ目の柱は、「イノベーション促進のための環境整備」として営業秘密の保護強化などに踏み込んだ。

特許庁は本来、権利化に向けた審査や、異議申し立てに対する審判をつかさどる。ただ今回策定した中長期政策は、そうした権利関係の施策に留まらない。企業の知財戦略を積極的に後押しする「攻めの政策」に軸足を置く。例えば営業秘密の保護強化などは本来、企業にとって特許権の取得とコインの表裏の戦略。

今回、知財分科会でそうした企業の思惑にまで踏み込んで政策を検討するのは異例。近年の政策立案手法としても画期的だ。イノベーション立国、モノづくり立国、さらに知財立国を意識した、成長戦略の政府方針が反映されている。

取得期間を半減
知財、市場地図に直結

極めて意欲的な政策方針を示した特許庁。だが、そうした新機軸を打ち出せた背景には、約10年がかりで取り組んだ「FA11」を13年度末で達成し、攻めに転じられる基盤ができたことが大きい。

FA11は、審査請求から査定結果を通知するまでの一次審査通知期間を、04年度の26カ月から11カ月に短縮する長期目標。特許庁は次のさらなる目標として、23年度までに「入り口」である審査請求から「出口」の特許取得までの期間を、現状の約30カ月から14カ月以内におおむね半減させる高いハードルに挑む。

経済のグローバル化が進み、知財は事業戦略と市場地図に直結するとの認識が企業の国籍、規模の大小を問わずビジネスモデルで浸透し始めている。

環太平洋経済連携協定（TPP）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）を引き合いに出すまでもなく、二国間、多国間の経済連携が進む中、知財の国際的なルールづくりも企業戦略に影響を与える。それだけに特許庁には企業と二人三脚で、新たな「攻め」の政策を実現する実行力が求められる。

特許審査における一次審査通知までの期間推移

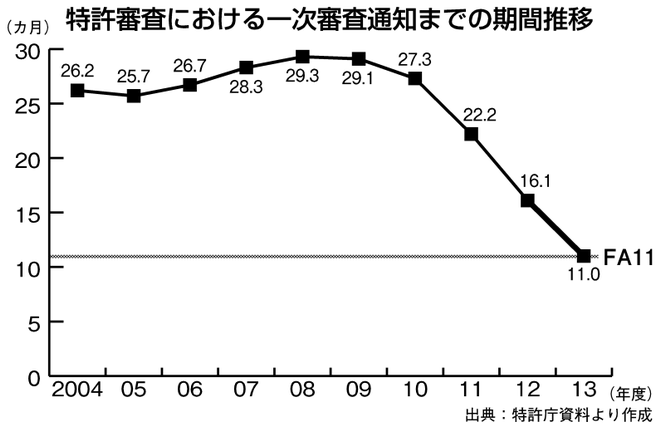

出典：特許庁資料より作成

4月18日は「発明の日」

全国の「知財総合支援窓口」

中小企業の相談業務を強化
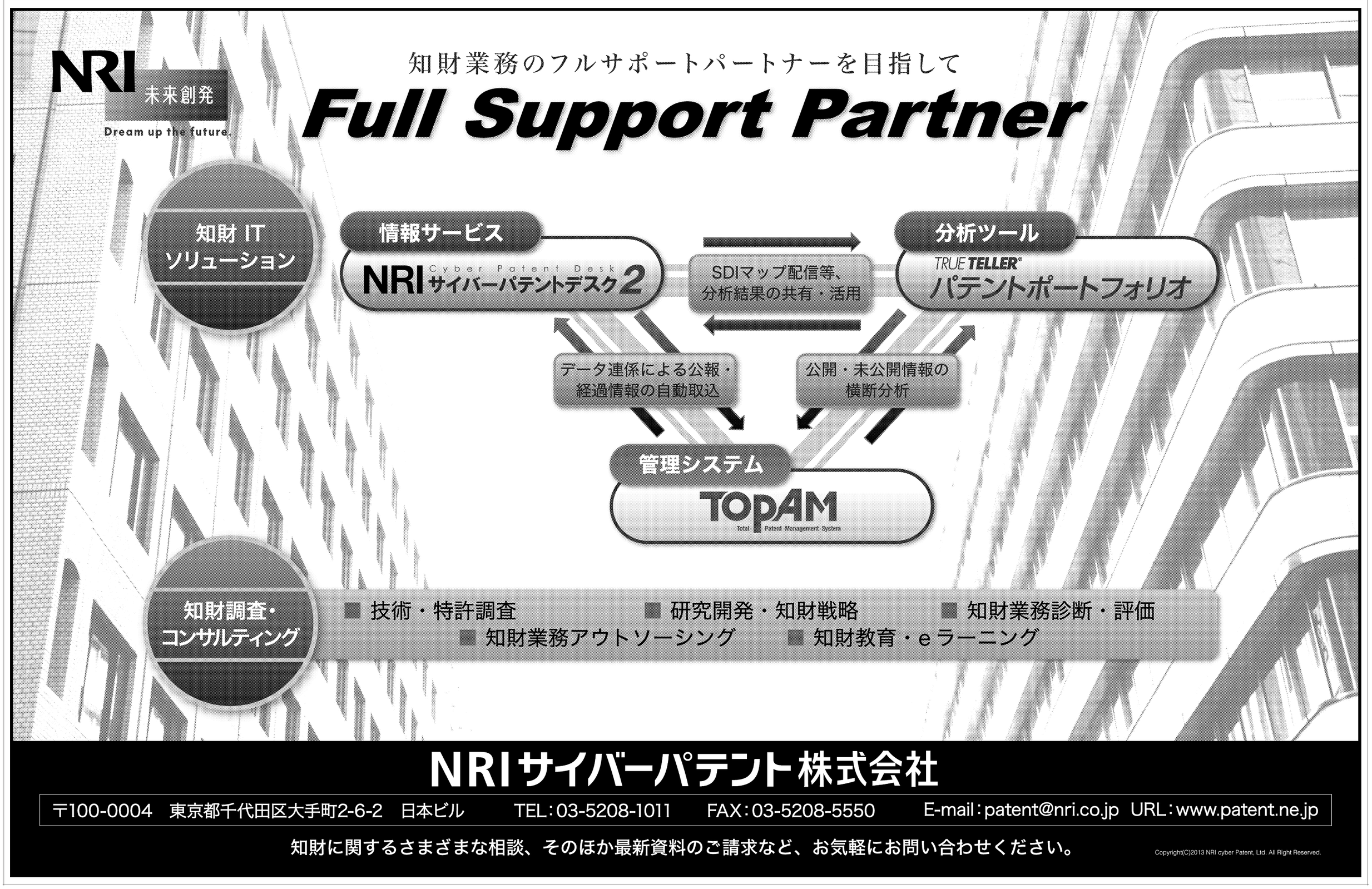
北海道	北海道発明協会
青森県	青森県発明協会
岩手県	岩手県発明協会
宮城県	宮城県発明協会
秋田県	あきた企業活性化センター
山形県	山形県発明協会
福島県	福島県発明協会
茨城県	茨城県中小企業振興公社
栃木県	栃木県産業振興センター
群馬県	群馬県発明協会
埼玉県	埼玉県産業振興公社
千葉県	千葉県発明協会
東京都	発明推進協会
神奈川県	神奈川県発明協会
新潟県	新潟県発明協会
山梨県	やまなし産業支援機構
長野県	長野県発明協会（長野市、岡谷市）
静岡県	静岡県発明協会（静岡市、沼津市、浜松市）
富山県	富山県発明協会（富山市、高岡市）
石川県	石川県発明協会
岐阜県	岐阜県発明協会 岐阜県産業経済振興センター
愛知県	あいち産業振興機構 愛知県発明協会
三重県	三重県産業支援センター 三重県産業支援センター高度部材イノベーションセンター
福井県	福井県発明協会
滋賀県	滋賀県発明協会
京都府	京都発明協会
大阪府	大阪発明協会（大阪市、東大阪市）
兵庫県	新産業創造研究機構 兵庫県発明協会
奈良県	奈良県発明協会
和歌山県	和歌山県発明協会
鳥取県	鳥取県産業振興機構
島根県	しまね産業振興財団
岡山県	岡山県産業振興財団
広島県	広島県発明協会
山口県	やまぐち産業振興財団
徳島県	徳島県発明協会
香川県	香川県発明協会
愛媛県	愛媛県発明協会
高知県	高知県発明協会
福岡県	福岡県中小企業振興センター 北九州産業学術推進機構
佐賀県	佐賀県地域産業支援センター
長崎県	長崎県発明協会
熊本県	熊本県工業連合会
大分県	大分県発明協会
宮崎県	宮崎県発明協会
鹿児島県	鹿児島県発明協会
沖縄県	沖縄県発明協会